# 新たに露店形態による営業を始められる方へ - 申請手順と施設基準 -

### 事前準備



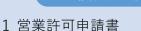
- ●申請に必要な書類など(下記)をご用意ください。
- ●事前相談される際には、管轄保健所をご確認の上、施設の 平面図等(レイアウト)をご持参ください。
- ・施設ごとに食品衛生責任者が必要です。
- ・水道水以外の水を利用する場合、水質検査が必要です。

許可申請

- ●申請の際は以下の書類を提出してください。
- ▶申請当日は営業時に使用する機材一式をご持参ください。

#### 申請の際に必要な書類

#### 個人の場合



- 2 施設の構造及び設備を示す図面
- 3 奈良県収入証紙(申請手数料)

#### 法人の場合

- 1 営業許可申請書
- 2施設の構造及び設備を示す図面
- 3 奈良県収入証紙(申請手数料)
- 4 登記事項証明書(提示)

食品衛生責任者の要件を満たす書類(提示)

水質検査成績表 (水道水以外を使用する場合)

営業を譲り受けたことを証する書類(当該営業を譲り受けた場合)

#### 検 査



- ●申請当日に保健所の監視員が施設の検査を実施します。
- ・設備や器具が基準を満たしていることが確認されると営業 することができます。

(施設基準に適合しない場合は許可になりません。)

許可証交付



- ●機材一式の検査完了後、保健所の監視員が「営業許可証」の 交付日を指示しますので、後日保健所でお受け取りください。
- ■営業許可証は営業中、見やすい所に掲示してください。

営業開始

## 食品衛生責任者の要件について

- A 栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者などの資格を有する者
- B 知事が指定する**食品衛生責任者講習会**を受講した者
  - →食品衛生責任者講習会:奈良県食品衛生協会が各地区毎に実施。要予約。
- C他府県で食品衛生責任者講習回を受講した者
- D食品衛生管理者又は食品衛生監視員になることのできる資格を有する者
- ※食品衛生責任者は原則として他施設との兼任はできません。

## 水道水以外の水を使用する場合の水質検査について

- ◆検査項目:26項目(食品、添加物等の規格基準に規定する食品製造用水)
  - ①一般細菌 ②大腸菌群 ③カドミウム ④水銀 ⑤鉛 ⑥ヒ素
  - ⑦六価クロム ⑧シアン(シアンイオン及び塩化シオン)
  - ⑨硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ⑩フッ素 ⑪有機リン 迎亜鉛
  - (3)鉄 (4)銅 (5)マンガン (6)塩素イオン
  - ⑪カルシウム・マグネシウム等(硬度) ⑱蒸発残留物
  - ⑨陰イオン界面活性剤 ⑩フェノール類
  - ②有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) ②PH値 ③味
  - 29 臭気 25 色度 26 濁度
  - ※井戸水等水道水以外の水を使用する場合は、塩素等での継続的な殺菌 処理が必要です。
- **◆検査の頻度**:年1回以上
- ◆水質検査成績書の保管期間:1年間

ただし、その水を使用して製造した食品の賞味期限が1年を超える場合は、 賞味期限の日まで保管してください。

#### 【問い合わせ先】

基地施設の所在地、申請者住所地又は主たる営業場所を管轄する保健所で 手続き・相談を行ってください。

郡山保健所 大和郡山市満願寺町60-1(郡山総合庁舎内) 0743-51-0192

中和保健所 橿原市常盤町605-5 (橿原総合庁舎内) 0744-48-3031/3032

吉野保健所 吉野郡下市町新住15-3 0747-64-8131

<sub>吉野保健所五條出張所</sub> 五條市岡口1-3-1 0747-22-3051

※奈良市内で営業する場合は、奈良市保健所(0742-93-8395)にお問い合わせ ください。

## 露店形態による営業の施設基準

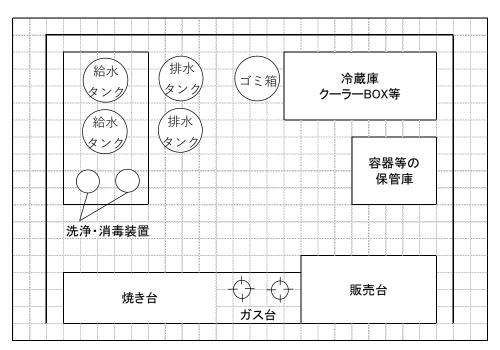
(県条例別表第1、別表第2、細則別表第3より抜粋・要約)

施設の構造について	
□ <b>屋根</b> を設け、調理又は加工する設備にほこりが入らない構造であること。	
□ 清掃等を容易に行うことができる構造であ	あること。
<u>照明設備について</u>	
□ 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分 えること。	合にすることのできるよう必要な照度を確保できる機能を備
-	
<u>給水・排水設備について</u>	
	した食品製造用水を一日の営業においてそれぞれに定める量
□ の水を供給し、かつ、排水を保管すること。 スプアスは地下によれる必要とするご覧	
ア調理又は加工に水を必要とする営業	
イ ア以外の営業	約20リットル
<b>壬注い記借について</b>	
<u>手洗い設備について</u>	<b>・ナレナイル、このサ</b> ナンエル/四半十十二フェル
□ 従業者の手指を洗浄消毒する装直を偏え7	た <b>流水式手洗い設備</b> を必要な個数有すること。
<b>冷彦・伊笠弘供について</b>	
冷蔵・保管設備について	
	能を有する <b>冷蔵又は冷凍設備</b> を必要に応じて有すること。
□ 冷蔵、冷凍等の設備には、 <b>温度計</b> を備え、	必要に応じて圧力計、流涙系その他の計器を備えること。
□ 原材料を種類及び特性に応じた適正温度7	かつ汚染の防止可能な状態で <b>保管できる設備</b> を有すること。
应	
<u>廃棄物容器等について</u>	
□ 次に掲げる要件を満たす廃棄物を入れる名	
アー不浸透性の材料で作られていること。	
イー十分な容量を備えていること。	
ウ 清掃がしやすいこと。	- 1.
エ 汚液及び汚臭が漏れない構造であるこ	2 E o
機械器具等について	
	D機械器具、容器その他の設備は適正に洗浄、保守及び点検
ですることができる構造であること。	7
	ること。なお、食器については使い捨て食器を使用すること
□ を原則とすること。	
□ 食品に直接触れる機械器具等は、耐水性株	材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で
消毒が可能なものであること。	
William E	
清掃用具について	
□ 作業場を清掃するための専用の <b>清掃用具</b> を	を必要数備えること。

#### ◎露店形態による営業許可施設について

- ◇営業施設:簡易店舗、屋台、曳車 ※固定店舗は、飲食店営業等の許可が必要
- ◇営業形態:次のいずれかに該当すること。
  - ①営業場所を転々と移動する。
  - ②営業中は一定場所に施設を据え付けるが、催事の期間に伴って営業場所を移動する。
  - ③営業を行うときに一定の場所に施設を持ち出し、営業終了後撤去する。
  - ④観光地等における季節営業で提供食品の下処理等を行う施設が付近にある。

## ◎施設のサンプル図



#### 【記載上の注意点】

図面には以下に示す設備を必ず記入してください。

- ☑ 給水タンク (調理用及び手洗い用) ☑排水タンク
- ☑ 消毒装置(液体石けん等)
- ☑ 保管設備 ☑廃棄物容器(蓋付きゴミ箱)
- ☑ 冷蔵設備(必要な場合)
- ☑ 調理器具
- ☑ 清掃用具

ジュース類

### ◎営業の種類と提供できる品目

- ・営業場所では、小分け、盛り付け、加熱処理等の簡易な調理加工に限る。
  - ※食品材料は、基地施設で下処理または半製品にした食品、又は市場で流通 している半製品、冷凍食品、チルド食品であること。

#### ・原則として、一店舗につき一品目とする。 提供可能食品 条件付き提供可能食品 調理販売不可食品 許可不要(要届出)食品 クリーム類は市販品のみ 直前加熱食品 単純加工品 生食食品 お好み焼き 提供可能 ・わたがし 刺身 ・ りんご飴 ・生卵 など ・たこ焼き ・生クリーム ・カスタードクリーム ・焼きそば ・焼き芋 弁当類 ・アイスクリーム など ・ポップコーン ・フランクフルト ・おにぎり ・サンドイッチ ・串焼き ・あめ細工 など ・フライドポテト アイスクリーム類 ・牛丼 など ・うどん 一食分のパックアイスを 販売行為の一形態と考え ・おでん 押し出す危機によるアイ 農産物を切断した食品 られる簡易な調理行為 タイ焼き スクリーム類のみ ・パン販売店がパンに を加熱せずに提供 ・ドーナツ ジャム、バター等をつけ ・未加熱のカットバナ ・蒸しパン る行為 ナをトッピング など ・焼き餅 など その他 生ジュース かき氷 ・ディッシャー式のア 酒類

イスクリーム